

建設機械貸付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、道路除排雪業務及び道路清掃業務（以下「除排雪等業務」という。）の受注者（以下「受注者」という。）に対し建設機械（以下「機械」という。）を貸し付ける場合に必要事項を定めるものとする。

(貸付の範囲)

第2条 広域振興局長（以下「局長」という。）は、除排雪等業務を実施するに当たり必要があると認めるときは、機械を受注者に貸し付けるものとする。

(貸付料)

第3条 機械の貸付料は、無償とする。

(借受の申請)

第4条 受注者は、機械を借り受けようとするときは、建設機械借受申請書（様式1）を局長に提出しなければならない。

(貸付の決定)

第5条 局長は、前条の申請を適当と認めるときは、速やかに貸付を決定し、建設機械貸付通知書（様式2）を交付するものとする。

(貸付の条件)

第6条 機械は、次の各号に掲げる条件を付して貸し付けるものとする。

- (1) 定期整備に係る費用以外の次の各号に掲げる費用を、受注者が負担すること。
 - ア 日常の点検整備、修理及び運転に係る一切の経費
 - イ 機械の引渡しに係る一切の経費
- (2) 日常の整備補修を完全実施すること。
- (3) 運転、整備に熟練者を充てること。
- (4) 機械を、第三者に転貸し、又は除排雪等業務以外に使用しないこと。
- (5) 機械の運行によって第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償すること。

(機械の引渡)

第7条 局長から受注者への機械の引渡しの際は、局長は物品取扱員及び監督員を、受注者は管理責任者及び運転者をそれぞれ立ち合わせ、建設機械機能現況確認書（様式3）により整備状況をそれぞれ確認するものとする。

2 前項の建設機械機能現況確認書は2部作成し、各立会人が署名のうえ各々1部保有するものとする。

3 局長は、機械を引渡したときは、建設機械受領書（様式4）を受注者から提出させなければ

ならない。

（日報・月報）

第8条 受注者は、前条により引渡しを受けた機械について、機械ごとに建設機械運転日報（様式5）を作成しなければならない。また、翌月10日までに建設機械使用実績月報（様式6）を局長に提出しなければならない。

（事故報告）

第9条 受注者は、第7条で引渡しを受けた機械に事故があったときは、受注者は建設機械事故報告書（様式7）を速やかに局長に提出し、その後の指示を受けなければならない。

（期間の延長）

第10条 受注者は、機械の借受期間を延長しようとするときは、局長に建設機械借受期間延長申請書（様式8）を提出しなければならない。

2 局長は、前項の申請があったときは、その内容を調査し、延長を認めたときは受注者に建設機械貸受期間延長承認書（様式9）により通知するとともに必要事項を指示するものとする。

（機械の返納）

第11条 局長は、受注者から機械を返納されるときは、建設機械返納書（様式10）を提出させなければならない。

2 局長は、機械を受領したときは、建設機械受領書（様式11）を交付するものとする。

3 機械の返納の立会い及び確認方法は、第7条第1項及び第2項を準用するものとする。

4 局長は、返納の際、第7条の機械の引渡しの時と性能が異なると認めたときは、受注者に整備させた後に返納を受けるものとする。